（裏面）

漁港漁場整備法（抄）

第24条　特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3　（略）

（ニ）　法第36条第1項において準用する法第24条第2項の規定による証票の場合

（表面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

漁港漁場整備法第36条第1項において準用する同法第24条第2項の規定による証票

写　真

職　　名

氏　　名

生年月日

（裏面）

漁港漁場整備法（抄）

第24条　特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3　（略）

第36条　第24条の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。

2・3　（略）